

## 別紙

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分基準

### 1 用語の意義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

#### (1) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のことをいう。法人の使用車両については、当該法人が車両の使用者として、道路交通法（以下「法」という。）第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令を受ける客体となる。

#### (2) 基準日

公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。

#### (3) 放置関係使用制限命令

法第75条第2項（同条第1項第7号に掲げる行為に係る部分に限る。）若しくは法第75条の2第2項又は道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正前の法第75条の2第1項（同法第51条の4（同法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示に係る部分に限る。）の規定による命令をいう。

#### (4) 基準本拠

基準日における当該車両の使用の本拠をいう。

### 2 処分基準該当性判断に当たっての留意事項

#### (1) 前歴の回数の計算に当たっての留意事項

ア 前歴の回数は、基準日前1年以内に、当該使用者が放置関係使用制限命令を受けた回数を計算することとする。この場合において、放置関係使用制限命令を受けた回数とは、当該放置関係使用制限命令に係る運転禁止期間の開始の日の回数であり、基準日前1年に当たる日において既に運転禁止期間が開始している場合は、前歴の回数に含まれない。

イ 前歴の回数は、アの期間内に当該基準本拠を使用の本拠とする（していた）車両について当該基準本拠を使用の本拠とする間に受けたアの期間内の放置関係使用制限命令の回数を計算することとする。すなわち、基準日の時点では基準本拠以外の使用の本拠に属している車両又は当該使用者が使用していない車両であっても、当該使用者が基準本拠において使用している間に放置関係使用制限命令を受けている場合は、当該命令を前歴の回数に含めて計算することとする。

#### (2) 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令についての考え方

使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令は、基準日前6月以内に、使用者が受けたもの、すなわち放置違反金納付命令書が使用者に送達されたものである必要がある。そこで、放置違反金納付命令書の送達を公示送達により行った場合は、放置違反金納付命令書の掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされることを考慮し、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に発出された放置違反金納付命令については、回数通算の対象から除外することとする。なお、仮納付があった場合の公示による放置違反金納付命令は、掲示を始めた日から起算して3日を経過した日に効力を生ずるものとされているが、書面による放置違反金納付命令を行った場合との均衡を考慮し、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に掲示を始めた放置違反金納付命令については、回数通算の対象から除外することとする。

また、基準日前6月目に当たる日前に発出された放置違反金納付命令についても、同日以降に使用者に送達されることがあり得るところであるが、正確な送達時期が確定できないことにかんがみ、同日以降に発出された（又は掲示を始めた）放置違反金納付命令のみを回数通算の対象とすることとする。

### 3 処分量定基準

道路交通法施行令（以下「令」という。）第26条の8に規定する車両の使用制限命令の処分基準に該当することとなった車両の使用者に対する使用制限命令の処分期間の具体的量定は、当該使用者の前歴の回数、基準日前6月以内に受けた当該車両を原因とする放置違反金納付命令の回数及び車両の種類に応じ、下表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、令第26条の8に定める期間の範囲内で、下記4に定めるところにより、処分を加重、軽減又は免除することができることとする。

前歴の回数・ 納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回以上	1回以上
大型自動車、大型特殊自動車 又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二 輪車、小型特殊自動車又は原 動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1月

### 4 処分の加重、軽減又は免除

(1) 処分を加重することができる場合

当該使用者が下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で、処分期間を加重することができるものとする。

(2) 処分を軽減することができる場合

次に掲げる事情のいずれかがある場合で、使用者の運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

ア 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

イ 前歴及び免除歴（基準日前1年以内に、当該基準本拠を使用の本拠とする車両について、法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、下記(3)の適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。）がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ウ その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分を免除することができる場合

次に掲げるいずれの事情にも該当する場合は、当該処分を免除することができるものとする。

ア 前歴及び免除歴がない場合

イ 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、すべての放置違反金納付命令について、放置違反金の滞納がない場合

ウ 使用者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合